

判決書

▽被害者の整骨院の施術につき、医師の指示がなく、その必要性かつ相当性が認められないとして、施術費用の賠償請求が認められなかった事例

損害賠償請求事件、東京地裁平一二(ワ)二二八八五号、平14・2・22民二七部判決、一部認容、一部棄却(確定)

一 Xは、平成二十一年一月二日、自転車に乗って東京都荒川区内の交差点を直進進行していたところ、同交差点を左折進行してきたY₁運転の普通貨物車と衝突し、頸椎捻挫等の傷害を負った。

そして、Xは、東大病院等に通院して治療を受けたほか、整骨院にも実日数一五八日間通院して治療を受けたので、Y₁と運行供用者Y₂らに対し、治療費、交通費、休業損害、慰謝料等合計二二四万一九八六円の損害賠償を請求した。

これに対し、Y₁らは、Xの整骨院における治療については、特に医師の指示によるものではないし、その治療に効果があつたものとも認められないから、その必要性・相当性がなく、その治療費一七五万二〇五〇円は損害として請求することはできないなどと主張した。

二 本判決は、接骨院での治療費の請求について、被害者の鍼灸マッサージ等の施術については、その施術について医師の具体的な指示があり、かつ、その施術対象となつた負傷部位について医師による症状管理がなされている場合でない限り、当然には、その施術による費用を加害者の負担すべき損害と解することはできないとしたうえ、施術費を損害と認めるためには、被害者は、施術の必要性、施術内容の合理性、施術の相当性、施術の有効性等について、個別具体的に主張、立証しなければならぬと解すべきであるとした。

そのうえ、本判決は、(一)整骨院での施術が医師による治療の一環としてなされたものとはいえない、(二)Xに対する施術の必要性を裏付けるに足りる具体的に合理的な証拠はない、(三)Xに対する施術については、施術内容が合理性を有し、かつ、Xにとって症状を緩解させるものとして有効なものであったと推認することができる、などと判断し、施術費を損害として請求することはできないとしたが、慰謝料の費目で考慮するのが合理的かつ相当であると判断した。

三 被害者の鍼灸、マッサージ代等については、医師の治療費と異なり、その相当性等を問題とする考え方が有力である。この点について、いわゆる「赤い本」では、「症状により有効か

《参照条文》 民法七〇九条 自賠法三条
《当事者》 原告 甲 野 太郎

つ相当な場合、ことに医師の指示がある場合などは認められる傾向にある」としてゐるし、いわゆる「青い本」では、「医師の指示がある場合有効かつ相当な場合認められる」としてゐる。しかし、医師の指示がない場合でも、被害者がそれにより症状の軽減回復を感じている以上、傷害の部位による必要性、治療上の効果等により客観的に有効かつ相当と認められる範囲については、鍼灸、マッサージ代等にも損害として認めるべきであるとされている（損害賠償算定基準会編・注解交通損害賠償算定基準二二）。

そして、下級審裁判例でも、医師の指示のない場合について、カイロプラクティック治療（東京地判平7・9・19交民二八・五・一三五八）、接骨院での施術（東京地判平8・12・18交民二九・六・一八〇九）、柔道整復師の治療（神戸地判平7・9・19交民二八・五・一三八四）などについて賠償請求が認められているが、本判決は、医師の指示のない場合の整骨院の治療費の賠償請求について厳しく制限したうえ、その相当性、必要性などについて詳細な検討をし、結論としてその賠償請求を否定したものであり、実務上参考にならう。

（一部仮名）

同訴訟代理人弁護士

坂本 成

同 吉田 英一

被告 乙 山松 夫

△ほか二名△

上記三名訴訟代理人弁護士

松吉 威夫

同 柏木 秀夫

同 鈴木 邦人

【主文】 一 被告乙山松夫及び同丙川株式会社は、原告に対し、連帯して、

金一三三万四五百二円及び内金一〇

三万四五百二円に対する平成一一年

一月二日から、内金三〇万円に対

する平成一二年一月一八日から、

各支払済みまで年五分の割合による

金員を支払え。

二 被告日新火災海上保険株式会社

は、原告の被告乙山松夫に対する判

決又は同丙川株式会社に対する判決

が確定したときは、原告に対し、金

一三三万四五百二円及び内金一〇三

万四五百二円に対する平成一一年一

月一二日から、内金三〇万円に対す

る平成一二年一月一八日から、各

支払済みまで年五分の割合による金

員を支払え。

三 原告のその余の請求をいずれも棄

却する。

四 訴訟費用は、これを二分し、その

一を被告らの、その余を原告の負担

とする。

五 この判決は、第一項に限り、仮に

執行することができる。

【事実及び理由】 第一 請求

一 被告乙山松夫及び同丙川株式会社

は、原告に対し、連帯して、金二七四万

九八六円及び内金二二四万一九八六円に

対する平成一一年一月二日（本件事故日）

から、内金五〇万円に対する平成一二年一

月一八日（訴訟送達の日）から、

各支払済みまで年五分の割合による金員を

支払え。

二 被告日新火災海上保険株式会社は、

原告の被告乙山松夫に対する判決又は同丙

川株式会社に対する判決が確定したとき

は、原告に対し、金二七四万一九八六円及

び内金二二四万一九八六円に対する平成一

一年一月二日（本件事故日）から、内金

五〇万円に対する平成一二年一月一八日

（訴訟送達の日）から、各支払済み

まで年五分の割合による金員を支払え。

第二 事案の概要

一 争いのない事実及び容易に認定し得

る事実

(1) 事故の発生（△証拠略△）（△編注・以

表示は省略しない△）

ア 日時 平成一二年一月二日午後三

時二分ころ

イ 場所 東京都荒川区東日暮里六丁目

五五番地一号先の、JR日暮里駅

方面からJR三河島駅方面に向か

う道路（以下「本件道路」とい

う。）と、本件道路から日暮里中

央通り方面に向かって分岐する道

路（以下「本件交差道路」とい

う。）とが交差する丁字路状の交

差点（以下「本件交差点」とい

う。）内

ウ 原告車 原告（昭和一六年一〇月一

六日生。当時五七歳。鍼灸マッサ

ージ等の施術を行うやはぎ整骨院

の院長である。）が運転していた

足踏み式自転車

エ 被告車 被告乙山松夫（以下「被告

乙山」という。）が運転していた

普通貨物自動車

オ 事故態様 本件道路をJR日暮里駅

方面からJR三河島駅方面に向か

って進行し、本件交差点を日暮里

中央通り方面に向かって右折進行

していた被告車と、本件道路をJ

R三河島駅方面からJR日暮里方

面に向かって進行し、本件交差点

を直進進行していた原告車が、本

件交差点内で衝突した（以下「本

件事故」という。）。

(2) 被告らの責任

ア 被告乙山は、被告車を運転して本件

交差点を右折進行するに当たって、適切な

運転操作を怠った過失がある。

イ 被告丙川株式会社（以下「被告会

社」という。）は、被告車の運行供用者で

あるから、原告に対し、被告乙山と連帯し

て損害賠償責任を負う。

ウ 被告日新火災海上保険株式会社（以

下「被告日新火災」という。）は、本件事

故当時、被告会社との間で自動車保険契約

（BAP。対人賠償保険金額は無制限）を

締結しており、原告の被告らに対する損害賠償請求が判決で確定した場合には、被告らに代わってその損害を填補する責任を負う。

(3) 原告の受傷及び治療経過

ア 原告は、本件事故により、頸椎捻挫、右鎖骨骨折、右肩打撲、歯牙骨折、頭部外傷、右頬部挫創、頭皮挫創等の傷害を受けた。

イ 原告は、東京大学医学部附属病院（少なくとも、平成十一年一月二日から同年三月二十九日までの間に、整形外科二日間（一月二日、同月二〇日である）、顎口腔外科六日間（一月一四日、同月一八日、二月八日、同月一五日、三月八日、同月二九日）、脳外科三日間（一月一二日、同月一八日、三月五日）、形成外科九日間（一月一二日、同月一八日、同月二〇日、同月二二日、同月二五日、二月一日、同月八日、同月一五日、三月一日）、眼科一日（二月二五日）の延べ実日数二二日間の通院。以下「東大病院」という。）やはき整骨院（平成十一年一月二日から同年六月三〇日までの実日数一二七日間の通院、同年七月一日から同年九月一四日までの実日数三二日間の通院、合計一五八日間の通院）、朝霞厚生病院（平成十一年九月六日から平成十二年三月三〇日までの間の実日数九日間の通院）において治療を受けた。

填補

ア 原告の被った損害のうち、東大病院への通院交通費は二万八三九〇円、休業損

害は二〇万四五九三円である。

イ 被告らは、原告に対し、損害の填補として、一七四万一六一七円を支払っている（やはき整骨院における施術費一五六万八五五〇円（平成十一年六月三〇日までの分）を含む）。

二 争点

(1) 本件事故の態様及び被告乙山と原告との過失割合

ア 被告らの主張

原告は、本件交差点を直進進行するに当たり、対向車線から本件交差点を右折進行しようとする被告車（原告の頭部に衝突してきた）の動きを十分注視せず、漫然と直進したのであるから、原告にも本件事故発生につき過失がある。

イ 原告の主張

原告が本件交差点を直進して渡り切ろうとしたとき、すなわち、交差点の向こう側の歩道に差しかかろうとしたときに、被告車が原告車の後輪右側及び原告の頭部に衝突してきたのであり、原告の視界外からの衝突であるから原告には過失はないし、被告乙山の前方不注意、早回り右折の運転操作を考慮すると、過失相殺すべきではない。

(2) 原告の損害額の算定

ア 原告の主張（前記東大病院の通院交通費、休業損害を除く）

イ 治療費

(請求額 一八二万二三四〇円（内金）)

東大病院分 一〇万七三五五円

やはき整骨院分

一七五万二〇五〇円

朝霞厚生病院分

一〇万〇七四〇円

d 日暮里薬局分

三九六〇円

e 高田屋薬局分

二万六七八〇円

f 株式会社東仁堂分

一三万三〇九〇円

g その他薬局分

八三三七円

g その他薬局分

八三三七円

(イ) 通院交通費

(請求額 八二八〇円)

(ウ) 慰謝料

(請求額 一九三万円)

(ニ) 弁護士費用

(請求額 五〇万円)

イ 被告の主張

(ウ) いずれも否認する。

(イ) やはき整骨院での施術の必要性

朝霞厚生病院での治療の必要性を争う。

第三 当裁判所の判断

一 争点(1)（本件事故の態様及び被告乙山と原告との過失割合）について

(1) 本件事故現場周辺の状況及び本件事故の態様

▲証拠略によれば、以下の事実が認められる。

ア 本件事故現場周辺の状況

本件事故現場付近の道路の形状等は概ね別紙図面一のとおりであり（ただし、本件道路と本件交差道路の交差する角度・形状は、別紙図面二のとおりであり、本件交差道路は南東方向を向いている）、本件交差点は、J R日暮里駅方面から本件交差点を右折して本件交差道路に入り日暮里中央通り方面に向かう車両にとっては、右ハンド

ウ 被告車の動き

被告乙山は、被告車を運転して本件道路をJ R日暮里駅方面からJ R三河島駅方面に向かつて時速約二〇キロから三〇キロの速度で走行して本件交差点に差しかけた。被告乙山は本件交差点を右折して日暮里中央通り方面に向かうつもりであったので、別紙図面一①地点付近で右折指示灯

進行しなければならぬような形状である。

本件道路の両脇には車道よりも一段高い段差のある歩道が設置されており、歩道と車道は人の腰の高さほどの植込み（街路樹）によって仕切られている。

イ 原告車の動き

原告は、本件事故当時、J R三河島駅方面からJ R日暮里駅方面に向かつて本件道路の左側の歩道上を原告車を運転して走行していた。

原告は、本件交差点を直進進行するに当たり、本件交差点手前の歩道から同交差点の向こう側の歩道に向かつて、本件交差道路を横断するように直進進行していたが、本件交差道路を横断し終えるわずか手前の地点（別紙図面一の×地点よりもややJ R日暮里駅寄りである。別紙図面二の×地点付近）に至ったとき、被告車の右前部が原告車の後輪右側面に、被告車の右前部ミラーが原告の右側頭部・右頬部にそれぞれ衝突した。

原告は、被告車との衝突によって転倒し、大西自動車工業前のレンガ造りの歩道路面上に頭部、胸部等を打った。

ウ 被告車の動き

被告乙山は、被告車を運転して本件道路をJ R日暮里駅方面からJ R三河島駅方面に向かつて時速約二〇キロから三〇キロの速度で走行して本件交差点に差しかけた。被告乙山は本件交差点を右折して日暮里中央通り方面に向かうつもりであったので、別紙図面一①地点付近で右折指示灯

原告は、被告車との衝突によって転倒し、大西自動車工業前のレンガ造りの歩道路面上に頭部、胸部等を打った。

ウ 被告車の動き

被告乙山は、被告車を運転して本件道路をJ R日暮里駅方面からJ R三河島駅方面に向かつて時速約二〇キロから三〇キロの速度で走行して本件交差点に差しかけた。被告乙山は本件交差点を右折して日暮里中央通り方面に向かうつもりであったので、別紙図面一①地点付近で右折指示灯

原告は、被告車との衝突によって転倒し、大西自動車工業前のレンガ造りの歩道路面上に頭部、胸部等を打った。

ウ 被告車の動き

被告乙山は、被告車を運転して本件道路をJ R日暮里駅方面からJ R三河島駅方面に向かつて時速約二〇キロから三〇キロの速度で走行して本件交差点に差しかけた。被告乙山は本件交差点を右折して日暮里中央通り方面に向かうつもりであったので、別紙図面一①地点付近で右折指示灯

原告は、被告車との衝突によって転倒し、大西自動車工業前のレンガ造りの歩道路面上に頭部、胸部等を打った。

ウ 被告車の動き

被告乙山は、被告車を運転して本件道路をJ R日暮里駅方面からJ R三河島駅方面に向かつて時速約二〇キロから三〇キロの速度で走行して本件交差点に差しかけた。被告乙山は本件交差点を右折して日暮里中央通り方面に向かうつもりであったので、別紙図面一①地点付近で右折指示灯

原告は、被告車との衝突によって転倒し、大西自動車工業前のレンガ造りの歩道路面上に頭部、胸部等を打った。

ウ 被告車の動き

被告乙山は、被告車を運転して本件道路をJ R日暮里駅方面からJ R三河島駅方面に向かつて時速約二〇キロから三〇キロの速度で走行して本件交差点に差しかけた。被告乙山は本件交差点を右折して日暮里中央通り方面に向かうつもりであったので、別紙図面一①地点付近で右折指示灯

原告は、被告車との衝突によって転倒し、大西自動車工業前のレンガ造りの歩道路面上に頭部、胸部等を打った。

ウ 被告車の動き

被告乙山は、被告車を運転して本件道路をJ R日暮里駅方面からJ R三河島駅方面に向かつて時速約二〇キロから三〇キロの速度で走行して本件交差点に差しかけた。被告乙山は本件交差点を右折して日暮里中央通り方面に向かうつもりであったので、別紙図面一①地点付近で右折指示灯

原告は、被告車との衝突によって転倒し、大西自動車工業前のレンガ造りの歩道路面上に頭部、胸部等を打った。

ウ 被告車の動き

被告乙山は、被告車を運転して本件道路をJ R日暮里駅方面からJ R三河島駅方面に向かつて時速約二〇キロから三〇キロの速度で走行して本件交差点に差しかけた。被告乙山は本件交差点を右折して日暮里中央通り方面に向かうつもりであったので、別紙図面一①地点付近で右折指示灯

を占灯させて本件交差点に接近し、②地点の手前付近で対向車線の交通状況を視認したところ、対向車両はなく、対向して向かってくる白転車や歩行者も見当たらなかった。そこで被告乙山はすぐに②地点付近で右折ハンドルの操作を行って右折を開始し、その後は右折方向、すなわち本件交差道路の日暮里中央通り方面（被告乙山にとって右後方である。）を目を向けたまま右折進行したところ、③地点付近で原告の存在に気づき急制動措置を講じたものの間に合わず、別紙図面一の×地点のややJR日暮里駅寄りの地点において、被告車の右前部と右前部ミラーがそれぞれ原告車の後輪右側面と原告の右側頭部・右頬部に衝突した。

(2) 被告乙山と原告の過失の内容と原告の損害に対する過失相殺割合
被告乙山は、本件交差点を右折するに当たって、対向車両の有無のみならず歩道上を対向して向かってくる歩行者や自転車の有無等にも十分に注意を向けるべきであったにもかかわらず、対向して走行してくる原告車の存在を見逃した点、さらには、右折進行中に本件交差道路の進行方向のみに注意を向ける余り、右折進行中、対向してくる車両等に全く注意を向けていなかった点が指摘されるのであって、被告乙山には、右折進行に際しての必要な前方ないし右前方に対する注視義務を怠った過失がある。

そして、被告乙山の右折方法は、本件交差点に進入する直前ないし交差点に進入し

た直後に右折を開始していることから、極端な早回り右折となっており、それゆえ、本件交差点を通過しきろうとする原告にとっては、被告車を視認しにくい右側方から突然急接近して衝突する事故態様となつてゐることを併せると、本件事故を発生させた被告乙山の過失責任は重大であるといわざるを得ない。

これに対し、原告にも本件交差点を通過するに際しては対向車両の有無、動向等、前方の交通事情を注視しなければならぬことはいうまでもないが、前示の右折態様からすると、たとえ前方を注視していたとしても急接近してきた被告車の動きに対応した適切な事故回避措置をとることは困難であったと考えられ（仮にかかる措置をとる得るとすれば、それは、被告車との衝突回避のために原告は本件交差道路の横断途中で停止し、被告車の通過を待つこととなるが、かえって危険度が増す結果となる。）、被告乙山の著しい前方不注視、極端な早回り右折進行という走行態様を考慮すると、原告には、過失相殺すべき具体的な合理的な基礎事情は見出し難く、被告らの過失相殺に係る主張は採用することができないといふべきである。

二 争点(2) (原告の損害額の算定) について
(1) やはき整形外科での施術費を損害として計上することができるか
ア 鍼灸マッサージ等の施術の必要性、合理性

負傷した被害者が病院又は診療所におい

て受けた医師又は歯科医師（以下、歯科医師と併せて「医師」と総称する。）による治療は、特段の事情のない限り、その治療の必要があり、かつ、その治療内容が合理的で相当なものであると推定され、それゆえ、それに要した治療費は、加害者が当然に賠償すべき損害となるから、加害者がこれを争う場合には、加害者が積極的に個別具体的な主張立証をしなければならない、と解すべきである。

これに対し、被害者が自らの治療のために、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「あん摩マッサージ師等」という。）による施術を選択した場合には、その施術を行うことについて医師の具体的な指示があり、かつ、その施術対象となつた負傷部位について医師による症状管理がなされている場合、すなわち、医師による治療の一環として行われた場合でない限り、当然には、その施術による費用を加害者の負担すべき損害と解することはできないのであって、施術費を損害として認めるためには、被害者は、①そのような施術を行うことが必要な身体状態であったのかどうか（施術の必要性）、②施術の内容が合理的であるといえるかどうか（施術内容の合理性）、③医師による治療ではなく施術を選択することが相当かどうか（施術の相当性）、④医師による治療を受けた場合と比較して、費用、期間、身体への負担等の観点で均衡を失っていないかどうか、⑤施術の具体的な効果が見られたかどうか（施術の有効性）、等について、個

別具体的に積極的な主張、立証を行わなければならない、と解すべきである。なぜなら、あん摩マッサージ師等は、医師と異なり、その施術は限られた範囲内で行うことができない（外科手術、薬品投与等の禁止、脱臼又は骨折の患者に対する施術の制限等。あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律四条、五条、柔道整復師法一六条、一七条）上、その施術内容の客観性、合理性を担保し、適切な医療行為を継続するために必要な診療録の記載、保存義務が課せられていないこと（医師法二四一条一項、二項、歯科医師法二三条一項、二項の診療録の記載及び保存義務に関する規定が、前記各法律にはない）、外傷による身体内部の損傷状況等を的確に把握するために重要な放射線による撮影、磁気共鳴画像診断装置を用いた検査をなし得ないこと（医師の指示の下に医師又は診療放射線技師が機械操作することとなる。診療放射線技師法二二三条、二二条二項。）、それゆえ外傷による症状の見方、評価、更には施術方法等にも大きな個人差が生じる可能性があること、施術者によつて施術の技術が異なり、施術方法、程度が多様であること、自由診療で報酬規程がないため施術費が施術者の技術の有無、施術方法等によつてまちまちであり、客観的で合理的な施術費を算定するための目安がないこと、といった点が指摘され、これらの事情を考慮すると、あん摩マッサージ師等による施術については、医師の治療のような必要性、合理性、相当性の推定をすべきで